

令和 6 年 2 月 議 会 定 例 会 議 案

市 長 提 案 理 由 説 明 要 旨

(令 和 5 年 度 分)

(令 和 6 年 2 月 21 日 提 出)

新 潟 市

本日提案いたしました議案のうち、令和 5 年度分の概要につきまして、説明を申し上げます。

議案第 173 号から第 180 号は、一般会計ほか 7 会計の補正予算です。

主な内容について申し上げます。

はじめに、国補正予算関連分です。

1 月 26 日に閣議決定された支援パッケージの執行と合わせて、国が実施する北陸応援割に併せ、市内飲食店などで使えるクーポンを配布するキャンペーンを行い、能登半島地震により落ち込んだ観光需要の回復を図ります。

こども分野では、就労要件等を問わず一定時間内でお子さんをお預かりする「こども誰でも通園制度」を試行するほか、こどもの居場所づくりの充実に向けた実態調査及びコーディネーターの配置などを行います。

また、新年度の定額減税に対応するため市民税オンラインシステムを改修するほか、

県営土地改良事業に係る負担金、国道 7 号など直轄国道の整備に係る負担金などの予算を増額します。

さらに、最近の社会情勢を踏まえ、賃金引上げを下支え

するため、指定管理者や長期継続契約受託事業者の協定・契約ごとに賃金上昇の促進へ支援をします。

なお、下水道・水道・病院の各会計でも同様に支援を行うため、その財源を一般会計から繰り出します。

次に、そのほかの補正分についてです。

この冬の除雪対策費を増額するとともに、

防災行政無線の越前浜中継局の移設に要する経費を計上するほか、

昨年 12 月定例会で仮復旧費を補正しました新田清掃センター蒸気タービンについて、本復旧工事に向けて債務負担行為を設定するとともに、発電能力の低下により施設運営事業者が生じた損失を補填します。

また、生活保護扶助費や障がい福祉サービス、こども医療費助成や私立保育園等の運営費など、利用状況や公定価格の改定等に応じて不足が見込まれる事業について予算を増額するほか、

4 年ごとの小学校の教科書採択替えに伴い、教師用教科書・指導書購入費を追加します。

さらに、配合飼料価格の高騰に対する畜産農家への支援や、松くい虫防除対策費を増額するとともに、

市民病院に対してコロナ禍における感染症対策に係る経費の一部を繰り出します。

加えて、退職手当の過不足を調整するほか、現段階で見込まれている歳入歳出の整理を行います。

次に、国民健康保険事業会計では、国・県支出金の精算などを、介護保険事業会計では、介護給付費準備基金への積立てなどを行うほか、

公債管理事業会計では、国から臨時財政対策債の償還に充てるため追加交付された普通交付税を市債管理基金へ積み立てるとともに、利子等の不用額を減額します。

次に、一般議案の概要について、説明いたします。

議案第 181 号は、一定の役割を終えたと判断できることから、新型コロナウイルス感染症対策協力基金を廃止するものであり、

議案第 182 号は、戸籍法の改正により、令和 6 年 3 月 1 日から戸籍謄本等の広域交付が開始されることなどに伴い、関連する手数料を規定するものです。

議案第 183 号は、能登半島地震により被災された世帯の

経済的負担軽減のため、市立高等学校及び市立中等教育学校の入学検査手数料と入学料の減免に関する規定を整備するものであり、

議案第 184 号は、能登半島地震の被災者を対象として、介護保険料の減免手続きに関する規定を整備するものです。

議案第 185 号は、児童福祉法の改正等に伴い、新たに児童福祉施設として位置づけられる里親支援センターに係る規定などを整備するものであり、

議案第 186 号は、内閣府令の改正に伴い、認定こども園などの重要事項について、書面掲示に加えてインターネットへの掲載を必須とするなど、関連する規定を整備するものです。

議案第 187 号は、省令の改正に伴い、文言を整理するものであり、

議案第 188 号は、除雪機械修繕料弁償金について、債務者の破産により回収が不可能となったことから、債権を放棄するものです。

議案第 189 号は、主要地方道新潟中央環状線道路改良

工事の変更契約の締結について、議会の議決を得ようとするものであり、

議案第 190 号は、障がい者デイサポートセンターの指定管理者の指定を行うものです。

議案第 191 号から議案第 194 号は、12 月議会において、撤回を承認いただいた議案第 148 号に代えて提案するものであり、濁川ひまわりクラブなど 19 施設の指定管理者の指定を行うものです。

ひまわりクラブにつきましては、先の 12 月議会において「ひまわりクラブが公募型の指定管理制度になじむのか」といったことや、「本市の指定管理制度と中小企業振興基本条例の理念が整合しているのか」といったことなど様々なご意見をいただきました。

本市としては「子どもたちのために 4 月からの確実な運営が求められること」や「指定管理者選定指針の見直しの必要性」など、市議会からのご意見の反映や、「評価会議によって選ばれた事業者への悪影響を避ける」といった観点から、非公募によって、原則として現在の指定管理者とし、他のひまわりクラブとの整合性を考慮し、5 年間を指定期間とするものです。

議案第 195 号は、老人憩いの家なぎさ荘の指定管理者の指定を行うものです。

以上、提案いたしました議案について、説明申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。